

第95号議案

神戸市恩給条例等を廃止する条例の件

神戸市恩給条例等を廃止する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市恩給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神戸市恩給条例（昭和24年3月条例第98号）
- (2) 昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例（昭和33年12月条例第22号）
- (3) 昭和42年度における神戸市吏員恩給条例等の規定による恩給等の年額の改定に関する条例（昭和42年12月条例第35号）
- (4) 昭和43年度における神戸市吏員恩給条例等の規定による恩給等の年額の改定に関する条例（昭和43年10月条例第31号）
- (5) 昭和44年度における神戸市吏員恩給条例等の規定による恩給等の年額の改定等に関する条例（昭和45年4月条例第7号）
- (6) 昭和45年度における神戸市吏員恩給条例等の規定による恩給等の年額の改定等に関する条例（昭和45年10月条例第47号）
- (7) 昭和46年度における神戸市吏員恩給条例等の規定による恩給等の年額の改定に関する条例（昭和46年10月条例第30号）
- (8) 昭和47年度以後における神戸市恩給条例等の規定による恩給等の年額の改定に関する条例（昭和47年10月条例第43号）
- (9) 売いん等取締条例（昭和26年5月条例第41号）
- (10) 平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（昭和27年6月条例第36号）
- (11) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年3月条例第55号）
- (12) 兵庫県南部地震による災害に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置条例（平成7年3月条例第58号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 本則第1号から第8号までに掲げる条例（次項において「恩給条例等」という。）を廃止する規定 平成31年4月1日（次項において「恩給条例等の施行日」という。）
 - (2) 本則第9号から第12号までに掲げる条例を廃止する規定 公布の日（恩給条例等に関する経過措置）
- 2 恩給条例等の施行日前に恩給を受ける権利についての裁定を受けた者、恩給条例等の施行日前にその権利を有する者であって裁定を受けていないもの及び恩給条例等の施行日以後にその権利が発生する者に係る恩給の裁定及び支給については、恩給条例等の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、時代に適合しない条例を廃止する必要があるため。